

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 新規 就農 者育 成促 進	就農時の条件整備を支援することにより、就農の円滑化を図り、多様な就農ルートを通じて意欲ある若者を確保育成する。	補助	<p>【機械整備】</p> <p>1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <p>・新規参入者 (5/10 以内)</p> <p>・農家子弟 (1/3 以内)</p> <p>【施設整備】</p> <p>1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <p>・新規参入者 (5/10 以内)</p> <p>・農家子弟 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内)</p>	採択基準を満たす認定新規就農者が、事業主体及び支援対象者以外の者（以下、「第三者」という。）から継承する農業用機械・施設の取得、修繕、移設等（以下、「修繕等」という。）	・市町村

採 択 基 準
<p>1 支援対象者要件 以下の要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 50歳未満の認定新規就農者（ただし、45歳未満で認定を受けたものに限る）。</p> <p>(2) 経営継承、規模拡大及び新規部門の開始のため、第三者が所有する機械・施設を活用する者。</p> <p>(3) 経営開始3年目までの者。</p> <p>(4) 地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが見込まれる者。</p> <p>(5) 新規就農者育成総合対策事業等で市町村が作成する新規就農者に対する地域サポート計画（以下、「地域サポート計画」という。）に基づく者</p> <p>2 補助金算定事業費の範囲は、1支援対象者につき国庫補助事業を含め3カ年累計補助金算定事業費 10,000千円（園芸・畜産の導入・拡大及び経営の多角化の取組については20,000千円）以内とする。</p> <p>3 継承する施設が園芸用栽培施設の場合は、本採択基準に加え、実施要領別表1「Ⅱ農林水産業の体質強化対策」種目「4 園芸生産促進」の採択基準における「補助対象及び上限事業費」を満たすものとする。</p>